

宗教学法人「沖縄バプテスト連盟」職員就業規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この就業規則は、沖縄バプテスト連盟（以下、「連盟」という）の目的達成のため開設された連盟の職員の就業に関する事項を、労働基準法及び関係法令の精神に則り規定するものである。

(資格)

第2条 職員は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 連盟加盟の教会に籍を置く教会員
- (2) 連盟と関わりを持つ教会の教会員

(職員の定義)

第3条 職員とは、以下に従事する者をいう。

- (1) 連盟事務所の業務に従事する者。(但し、事務長を除く)
- (2) 連盟が経営するキリスト教書籍販売事業「沖縄キリスト教書店」に従事する者。
- (3) 連盟が経営するキリスト教修養会場「北山荘」に従事する者。

2 パートタイム職員はこれに含まない。

第2章 服 務

(服務の基準)

第4条 職員は、連盟のバプテスト主義と理想に基づく事業の目的達成のために努めなければならない。

(服務の原則)

第5条 職員は、自己の識見、技能の向上を図ると共に、職場の秩序と規律を守らなければならない。

(服務の心得)

第6条 職員は、正当な理由なくして勤務に支障をきたすことのないようにしなければならない。

(業務に関する申し出)

第7条 職員は、所定の勤務時間に業務に就くことができない場合は、予め所属長に申し出てその承認を得なければならない。ただし、病気その他やむを得ない理由により予め申し出のできなかったときは、事後すみやかに申し出なければならない。

2 第1項において所属長とは以下を指す。

- (1) 事務所職員の場合 事務長
- (2) キリスト教書店職員の場合 書店委員長
- (3) 修養会場職員の場合 北山荘運営委員長

(秘密の厳守)

第8条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(職場の秩序維持)

第9条 職員は、業務時間を私用に使ってはならない。

第3章 雇 用

(採用)

第10条 職員の採用は、連盟理事会規則及び本就業規則に基づいて行う。

2 職員として採用を希望する者は次の書類を提出しなければならない。

- (1) 自筆の履歴書
- (2) 住民票記載事項証明（個人番号が記載されていないものに限る。）
- (3) 所属教会牧師の推薦状
- (4) 信仰履歴

(5) その他連盟が必要と認めるもの

(採用決定者の提出書類)

第11条 職員に採用された者は、採用後2週間以内に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 健康診断書
- (3) 扶養家族届
- (4) 住所・通勤方法変更届
- (5) その他連盟が必要と認めるもの

(試用期間)

第12条 職員を採用する場合は、3カ月間の試用期間を置くものとする。ただし、職員に前歴がある場合は、試用期間を短縮する事がある。

(勤務年数)

第13条 試用期間は職員としての勤務年数に通算する。

(試用期間の終了)

第14条 試用期間の終了時、総務部長が職員として不相当と認めた場合は、本採用しないことがある。

第4章 勤務、週休日等

(勤務時間)

第15条 職員の勤務時間は、職種によって以下のように設定する。

- (1) 連盟事務所及びキリスト教書店職員の場合は一日8時間以内、週40時間とする。
- (2) キリスト教修養会場職員の場合は変形労働時間制を取る。この場合において一年を平均した勤務時間は週40時間を超えないものとする。詳しくは「職員の就業時間及び休日に関する細則」に定める。

(始業及び終業時刻)

第16条 職員の勤務時間は次の通りとする。

連盟事務所の場合	始業	午前9時
	終業	午後6時
キリスト教書店の場合	始業	午前10時
	終業	午後7時
キリスト教修養会場の場合	始業	午前9時
	終業	午後6時

2 前項の規則に関わらず、キリスト教修養会場職員の始業及び終業時刻は、15条(2)で定めた範囲において前後してもよいものとする。

(休憩時間)

第17条 職員の休憩時間は、勤務時間が8時間の場合は1時間とする。

(休憩時間の付与方法)

第18条 休憩時間は正午より午後1時までとする。ただし、業務に著しい支障があると判断される場合には、所属長の許可を得て前後させることができる。

(週休日)

第19条 削除

(休日)

第20条 職員の休日は、1週ごとに1日以上を基本とする。詳しくは「職員の就業時間及び休日に関する細則」に定める。

第2節 時間外勤務及び休日勤務

第21条 所属長は、業務の都合によって職員に対し、時間外勤務を指示することがある。

2 時間外勤務及び時間外手当は「職員賃金規定」に定める。

第22条 所属長は、業務の都合によって職員に対し、休日勤務を指示することがある。

2 休日勤務をした場合、その休日勤務の日より30日以内に振替休日を取るか、又は休日勤務手当の支給を受ける。

3 休日勤務手当の支給は「職員賃金規定」に定める。

第23条 総務部長は、連盟事務所及び事業所に災害、その他避けることができない事由が発生したため、必要と認めた場合は、勤務時間の変更又は延長を指示することがある。

2 前項の事象が生じた場合の手当の支給は「職員賃金規定」に定める。

第3節 出張

第24条 所属長は、職員に出張を命じることがある。

第25条 職員は、前条の出張を命じられた場合は所定の用紙を届け出なければならない。

第26条 出張した職員は、帰着後すみやかに文章をもって所属長に報告しなければならない。

第27条 職員が出張した場合は、通常の勤務時間とみなす。

2 休日出張を命じられた場合は第22条第2項に準ずるものとする。

第4節 出勤、欠勤、遅刻、早退、その他

第28条 職員は、次の事項を守らなければならない。

2 定刻までに出勤すること。

3 タイムレコーダー、出勤簿等所定の勤務様式に自ら記入し、定期的に所属長に報告すること。

4 欠勤、遅刻及び早退をしようとする場合は所属長の許可を得ること。

5 傷病による欠勤が7日以上に及ぶときは、医師の診断書を提出すること。

第5節 休暇

第29条 所定労働日の8割以上を出勤した者に対して、勤続年数および所定労働日数に応じ、以下の表に掲げる年次有給休暇を付与する。

勤続年数	年次有給休暇日数
6カ月以上	10
6カ月～1年6カ月	11
1年6カ月～2年6カ月	12
2年6カ月～3年6カ月	13
3年6カ月～4年6カ月	14
4年6カ月～5年6カ月	16
5年6カ月～6年6カ月	18
6年6カ月以上	20

(1) 削除

(2) 削除

(3) 削除

2 休暇年度の開始は毎年4月1日とし、翌年度まで繰り越すことができる。

第30条 職員が前条の休暇をとる場合は、予め所定の用紙により所属長の承認を得なければならない。

第31条 年次有給休暇の付与は半日単位とし、その単位を以下に定める。

- (1) 午前9時から正午まで
- (2) 午後1時から勤務終了まで

第32条 削除

第33条 職員が、次の各号に掲げる事由により勤務できない場合は各号に規定する基準に従い、その勤務しない期間は有給の特別休暇とし、その賃金は「職員賃金規定」に定める。(但し、(9)号を除く)

- (1) 伝染病予防法による交通遮断または隔離があった場合、所属長が必要と認める期間。
- (2) 風水震災その他非常災害による交通遮断があった場合、所属長が必要と認める期間。
- (3) 風水震災その他天災地変による職員の現住所の滅失又は破壊があった場合、所属長が必要と認める期間。
- (4) その他、交通機関等の原因により出勤不可能の場合、所属長が必要と認める期間。
- (5) 証人、鑑定、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の公署の出頭する場合は、その事由が継続する期間。
- (6) 選挙その他公民権の行使の場合は、その事由が継続する期間。
- (7) 忌引の場合は、それぞれ以下に定める。

死亡した者	日数
配偶者	7
父母	7
子	5
祖父母 兄弟姉妹	3
孫 伯(叔)父 伯(叔)母	1

- (8) 結婚、出産の場合は、それぞれ以下に定める。

結婚、出産	日数
本人の結婚	7 日
子共の結婚	5 日
本人の出産	産前42日 産後56日
妻の出産	1 日

- (9) 3歳に満たない子を養育する職員および要介護状態にある家族を有する職員が、育児又は介護休暇か短時間勤務を希望した場合、別途「職員育児及び介護休業規定」を適用する。

第34条 職員が、前条各号の特別休暇を受ける場合は、総務部長の承認を得なければならない。

第5章 賃 金

(賃金の制定)

第35条 職員の賃金については「職員賃金規定」に定める。

(基本給の支給定日)

第36条 基本給の支給定日は、毎月一回その月の25日とする。但し、支給定日が祝日、日曜日、又は土曜日にあたる時は、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日に支給する。

(諸手当の支給日)

第37条 諸手当はその月の基本給の支給定日に支給する。

(時間外勤務手当等の支給日)

第38条 時間外勤務手当等は月の一日から末日までを一期間として計算し、その期間に係るものを翌月の基本給の支給定日に支給する。

(賃金の減額)

第39条 職員の勤務しないときの賃金の減額は、月の一日から末日までを一期間として計算し、その期間に係るものを翌月の基本給の支給定日に行う。

第40条 削除

(賃金の支払)

第41条 賃金は職員に対し、通貨で直接その全額を支払う。

2 前項について、職員が同意した場合は、金融機関への振り込みにより賃金を支払う。

第6章 保健衛生及び安全

第42条 職員は、職場の清潔に留意しなければならない。

第43条 所属長は、健康上特別に注意を要する職員に対して、勤務制限、治療、その他保健衛生上必要な指示をすることがある。

第44条 労災保険の適用を受けない負傷疾病で、それが明らかに業務上の負傷疾病であると認められるときは、総務部長の決済により、その費用の全部又は一部を補償することがある。

第45条 職員は、連盟事務所及びその関連施設において、火災、非常災害、その他異常事態が発生したときは、すみやかな処置をすると共に、直ちに理事長に報告しなければならない。

第46条 防災、その他の災害対策については、別に定める。

第7章 福利厚生

(慶弔見舞金)

第47条 職員の慶弔又は災害に際しては、「連盟慶弔見舞金に関する内部規定」に準じ支給する。

(労働保険、雇用保険)

第48条 職員は労働基準法に基づき、労働保険及び雇用保険の適用を受ける。

(退職慰労金・年金)

第49条 職員の退職慰労金及び年金は、「連盟退職慰労金・年金規程」に準じ支給する。

第8章 賞 罰

(表彰)

第50条 理事長は、次の各号の一に該当する職員に対して、その功を表彰することがある。

(1) 永年誠実に勤務した職員

(2) 業務上特に功労があったと所属長によって認められた職員

2 表彰の基準及び表彰の決定は理事会の承認を得るものとする。

(懲戒)

第51条 理事長は、次の各号の一に該当する職員に対して懲戒を行う。

(1) 故意又は重大な過失により、連盟の名誉を傷つけ、又は連盟に損害を与えた場合

(2) 職員就業規則に背反した場合、又は職務に不忠実で所属長から注意されても改める見込みのない場合

(3) その他、連盟職員として相応しくない行為をした場合

(懲戒の種類)

第52条 懲戒は、その情状により、次の区分によって行う。

(1) 免職は所属長が書面をもって理事長に提出し理事会において承認する。

(2) 削除

(3) 減給は、始末書を取り、期間は1カ月以上1年以下、金額は1回につき、基本給の百分の1とする。

(4) 停職は、1カ月以内とする。停職の期間は給与の支給をしない。

- (5) 勧告は、始末書を取り、所属長から嚴重注意する。
- (6) 注意は、所属長から嚴重注意する。

第9章 休 職

第53条 次の場合は休職とする。

- (1) 勤続6カ月以上の職員が、疾病その他やむを得ない事由による欠勤3ヶ月を経過した場合
- (2) 勤続6カ月以上の職員が、自ら休職を申し出て、理事長が承認した場合
(休職期間中の給与の支給)

第54条 休職期間中の給与についてはこれを支給しない。

(休職期間)

第55条 第53条各号の一の休職期間は、勤続年数に応じ、次の通り定める。

勤続年数	休職期間
6カ月以上3年未満	6カ月
3年以上5年未満	12カ月
5年以上10年未満	18カ月
10年以上15年未満	24カ月
15年以上	30カ月

(勤務年数の通算)

第56条 休職期間は、勤務年数に通算しない。

(復職)

第57条 疾病による休職者が復職する場合は、予め医師の診断書を添えて、復職願書を理事長に提出して承認を得なければならない。

第10章 解職、退職

(解職)

第58条 理事長は、職員が次の各号の一に該当する場合は、30日前に予告するか30日分の平均給与を支給した上解職する。

- (1) 連盟の名誉を著しく傷つけた場合
- (2) 精神又は身体の故障があり、若しくは虚弱のため業務に耐えられないと認められた場合
- (3) 技術、能力不良のため業務に適しないと認められた場合
- (4) 業務縮小に伴い、職員の整理を要する場合
- (5) 所定の休職期間を経過して後、なお復職できない場合
- (6) 勤続6カ月未満の職員が欠勤3ヶ月を経過した場合

(退職)

第59条 職員が次の各号の一に該当する場合は退職とする。

- (1) 自ら退職を申し出て理事長が承認した場合
- (2) 定年に達した場合
- (3) 死亡した場合

(退職願)

第60条 前条1号において、職員は退職願を書面にて少なくとも30日前に所属長を経て理事長に提出しなければならない。

(定年)

第61条 職員の定年は満65歳に達した年度の3月31日とする。

- 2. 前項の規定に関わらず、定年退職後も、引き続き連盟での雇用を希望する者については、「連盟パートタイム職員就業規則」に定めるパートタイム職員として再雇用する場合がある。

(退職慰労金の支給)

第62条 退職した職員には、連盟退職慰労金規定に基づき、退職慰労金を支給する。

附 則

- 1 この規則に定めのない事項は、労働基準法によるものとする。
- 2 1978年施行の連盟就業規則は廃止する。
- 3 この規則は1996年8月12日より施行する。
- 4 この規則を変更する場合は理事会の議決を経るものとする。
- 5 この規則は2012年10月23日より施行する。
- 6 この規則は2018年4月1日より施行する。